

「香川県産オリーブ関連商品認証制度」Q & A

【制度概要】

1. この制度の目的は何か。

香川県産オリーブ（以下、「県産オリーブ」という。）を使用した、県内事業者により生産・製造された農林水産物や加工食品、工芸品等の商品を、県が認証することにより、これらオリーブ関連商品を一体的にアピールすることにより、県産オリーブの認知度と本県のブランドイメージの向上を図り、全国トップにあるオリーブ産業の地位を確たるものとするを目的とした制度です。

具体的な手続きとしては、認証を受けることを希望する商品について、農林漁業者や製造業者等が、（一財）かがわ県産品振興機構（以下、「機構」という。）に申請を行い、認証を受けた商品には「認証マーク」が交付されます。

2. 全国で特定の産品を使用した商品を認証する制度は、他にもあるのか。

一定要件を満たした地域の産品をブランド産品として認証する制度は、他の地方自治体にもありますが、特定の産品を使用した商品に限定して認証する制度はあまりないのではないかと思います。

3. 認証期限はあるのか。

認証期限はありませんが、認証商品の状況について3年ごとに確認する予定です。

4. 認証を受けたことによるメリットはあるのか。

認証を受けた商品パッケージやチラシなどに認証マークを使用することができます。

また、県産品紹介ポータルサイト「LOVE さぬきさん」に、商品の一覧を掲載して紹介するほか、県やかがわ県産品振興機構のオリーブに関する事業などで、認証された商品のPRを行います。

【認証対象商品】

5. 「県内で生産されたオリーブを直接的又は間接的に使用」とは、どのような意味か。

「直接的に使用」とは、オリーブを形成する、幹、枝、葉、根、花、果実を原材料として直接使用することをいいます。例えば、果実を塩水漬けた「新漬け」、幹を加工した「コースター」、葉を加工した「茶」などがこれに該当します。

「間接的に使用」とは、上記の「直接的に使用」された製品を原材料等として使用すること（一次加工）や、さらに一次加工した製品を原材料として使用すること（二次加工）をいいます。一次加工の例としては、「オリーブオイルを混合したドレッシング」や「オリーブ由来の餌を給餌した畜水産物」などがこれに該当します。また、二次加工の例としては、「オリーブ牛肉のハンバーグ」や「オリーブ茶を添加した菓子」などがこれに該当します。

6. 「間接的に使用」の場合に、オリーブの使用量に基準はあるのか。

オリーブの使用量に関する具体的基準は設けてはおりませんが、認証にあたって開催される審査会（以下、「審査会」という。）において、極端に少量である場合など使用量によっては、県産オリーブのブランドイメージ向上への貢献を期待することが難しいと判断され、認証されないことがあります。

7. 「県産オリーブのブランドイメージの向上への貢献が期待できる」とは、どのような意味か。

県産オリーブは、香川県が誇るトップレベルのブランド産品であり、認証を受ける商品には、県産オリーブのブランド価値の向上に繋がるものであることが求められると考えています。

なお、「県産オリーブのブランドイメージの向上への貢献」については、審査会において、本県オリーブの知名度アップや好感づくり等に寄与できるようなオリーブの活用方法、商品の品質やデザインなどの観点から総合的に審査されます。

8. 医薬品、美術品を対象外としているのはなぜか。

本制度は認証により、県産オリーブのブランドイメージの向上を図り、県産品であるオリーブの振興を図ることを目的としており、特定の目的を持つ医薬品や美術品は対象外としています。

9. オリーブオイルを対象外としているのはなぜか。

香川県では「かがわオリーブオイル品質評価・適合表示制度」を設けていることから、本制度では対象外としています。

10. オリーブ牛、オリーブ夢豚・オリーブ豚、オリーブ地鶏、オリーブハマチ・ブリ、オリーブマダイ、オリーブいりこを対象外としているのはなぜか。

これらの畜水産物については、県が開発やブランド化に携わった（深く関わった）ことから、本制度では対象外としています。なお、これらの商品を使用した加工食品は対象となります。

11. 海外から輸入したオリーブを、県内で加工してできたオリーブオイル等を使用した商品は、対象となるのか。

県内で採油されたオリーブオイルであっても、原料となるオリーブ果実が県内産でない場合には対象となりません。

12. 同一ジャンルの商品を、複数の県内事業者がそれぞれ販売している場合、認証されるのは最初に申請した県内事業者の商品のみとなるのか。

本制度は、個別の商品を認証する制度ですので、同一ジャンルの商品であっても、認証要件を満たせば、それぞれの商品が認証の対象となります。

【対象事業者】

13. 県内事業者とはどの範囲か。

県内に事業所を置き、県産品の製造または販売を行う企業、個人、団体です。

14. 県内事業者が県外で生産した商品も対象となるのか。

一部の工程が県内で行われている商品で、下記いずれかに該当する場合は、認証対象とします。

① 製造加工の最終工程又は主要な工程が県内で行われていること。

② 県内で開発された製法、技術等を主に用いて製造加工されていること。

製造事業者への発注や製造の流れも審査の対象ですので、「商品情報シート」に申請事業者及び製造事業者をご記入のうえ、オリーブ生産者から製造事業者への納品書等の書類を添付して、ご提出して下さい。

なお、全工程が県外で行われている場合にあっては、原則認証対象にはなりませんが、県内で開発された製法、技術等による製造加工が、県内では困難と認められた場合には、例外的に認証

対象とします。

【申請手続き】

15. 申請窓口はどこか。

香川県交流推進部県産品振興課内の一般財団法人かがわ県産品振興機構になります。

住所：〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県交流推進部県産品振興課内

TEL：087-832-3387 FAX：087-806-0237 メール：kensanpin@pref.kagawa.lg.jp

16. 申請はいつでもできるのか。

11月1日(金)から12月27日(金)までの期間に、締切日の17時必着で申請を行ってください。

17. 手数料は無料とのことだが、申請に係る経費はあるのか。

申請書及び添付資料の作成に要する経費や送料などは、申請者の負担となります。

18. 申請できる商品数に制限はあるのか。

1事業者当たりの申請できる商品数の制限はありません。

19. 複数の商品を申請する場合、1枚の申請書にまとめてよいのか。

商品ごとに1枚ずつの提出をお願いします。

20. 同一商品で、サイズや色、デザインが異なるものを販売している場合、それぞれ申請を行う必要があるのか。

当初の申請に際して、同一商品であれば申請書に複数の商品を記載して申請していただけます。

なお、新たに異なるサイズや色、デザインの商品を販売する場合は、あらためて申請を行う必要はありませんが、書面による届け出をお願いします。

21. 「生産・製造の過程で、県産オリーブが使用され、申請者がそれを立証」とは、具体的にはどのような手続きが必要か。

申請にあたり、県産オリーブの生産者から県産オリーブを仕入れたことがわかる伝票や証明書等を添付していただくことになります。なお、間接使用の場合にあっても、同様に伝票や証明書を添付いただくこととなりますが、オリーブ生産者から書類を取り寄せる事が困難な場合は、別途ご相談ください。

22. 「商品の製造過程等において、品質・衛生管理等が適正に行われていること」は、現地確認が行われるのか。

申請に必要な書類が適正に提出されない場合、または、提出された書類に疑義が見られる場合には、必要に応じて現地調査や関係機関への照会を行う場合があります。

23. 「製造事業者に税の滞納がないこと」を証するための手続きはどのようにすればよいのか。

納税証明書の発行は、印鑑をご持参のうえ、香川県県税事務所（※高松市鬼無町の自動車税課は除く。）、各県民センター又は中讃税務窓口センターで納税証明書の交付請求を行ってください。

なお、納税証明書の交付請求には手数料（1部につき400円の県収入証紙）が必要です。

詳細は、http://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#03 を参照ください。

24. 「申請事業者の登記事項証明書」は、いつ時点の証明書を提出すればよいのか。

申請日から3ヶ月以内に発行した登記事項証明書（履歴事項全部証明書）の原本を提出してください。高松法務局、土庄法務局、坂出法務局で登記事項証明書の交付請求を行ってください。

なお、登記事項証明書の交付請求には手数料（1通につき窓口請求600円、オンライン請求・窓口交付480円）が必要です。

25. 「商品情報シート」及び「関係法令適合状況チェックリスト」の記載方法が分からない。

記載例を用意しておりますので、ご活用ください。

26. 県産オリーブを使用しなくなった場合には届出が必要か。

認証対象商品は、県産オリーブを使用している商品ですので、県産オリーブを使用しなくなった場合には直ちに届け出ていただく必要があります。

なお、この場合は、認証している商品の認証を取り消すこととなりますので、以後、当該商品に認証マークを使用することはできません。県産オリーブを再び使用ようになった場合には、改めて申請していただく必要があります。

【認証マークの表示】

27. 認証マークは、どのように提供されるのか。

認証事業者には、電子データで提供します。認証マークの表示方法は、商品パッケージへの刷り込み、シールでの貼付を問いませんが、刷り込み、シールの作成は認証事業者自身で行っていただきます。なお、そのための費用は認証事業者による負担となります。

28. 認証マークのみを自社のホームページに掲載することは可能か。

認証マークがホームページに掲載された場合、当該マークの電子データをダウンロードして、不正に使用される恐れがあることから、認証マークを説明するため等の理由により、認証マークをホームページに掲載することを希望される場合には、申請窓口（機構）にご連絡ください。

また、認証マークの使用にあたっては、「香川県産オリーブ関連送品認証マーク取扱要領」に沿った運用をお願いします。